

★ 児童福祉法施行細則及び障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第七十
二号）（障害者支援室）

一 改正の要旨

児童福祉法施行令及び障害者自立支援法施行令の一部改正により、障害児施設支援に係る利用者負担額の軽減措置の基準並びに自立支援医療の支給対象及び負担上限月額設定に係る所得区分の基準が改正されたことに伴い、関係様式の改正を行った。

二 施行期日

平成十九年七月一日

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第七十三号）（建築指導室）

一 改正の要旨

建築士法の一部が改正され、二級建築士又は木造建築士が死亡した場合等の届出について同法に規定されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年六月二十八日